

令和元年10月1日から実施される消費税の軽減税率制度は、

# 全ての事業者の方に関係があります。 ご確認ください。

飲食料品の売上げ・仕入れの  
両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

➔ **裏面** 【飲食料品の取扱い（販売）がある事業者の方へ】をご確認ください。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

➔ **下段** 【飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方へ】をご確認ください。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

※ 免税事業者の方は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。



## 飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方へ

軽減税率制度に対応するため、次の事項をチェックしてみましょう

### ステップ 1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- ※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

### ステップ 2 対応するための準備

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式（※）への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討
- 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

※ 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）が要件とされます。



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている